

# 既存住宅流通・リフォーム推進事業（既存住宅流通タイプ）

## 1. 目的

既存住宅の流通促進とリフォーム市場の整備を図るため、既存住宅の売買と併せて、住宅の質を向上させるリフォームの実施、既存住宅売買瑕疵保険等への加入及び住宅履歴情報の蓄積を行う場合に、その費用の一部を補助します。

## 2. 補助要件

- ① 住宅の性能を維持・向上させるためのリフォーム工事を行うこと。
- ② 既存住宅売買瑕疵保険に加入すること。（売買契約に基づく引き渡しの後にリフォームを行う場合には、リフォーム瑕疵保険にも加入すること。）
- ③ 住宅履歴情報を登録又は蓄積すること。
- ④ 平成13年3月31日以前に竣工し、かつ、新耐震基準に適合する住宅であること。
- ⑤ 平成23年10月31日\*までにリフォーム工事の請負契約及び住宅の売買契約の両方を行うこと。 ※予算の制約上、期限を前倒しにする可能性があります。

## 3. 補助対象費用

- ① リフォーム工事に要する費用：1／3（ただし、構造部分又は雨水防水部分のリフォーム工事を含まない場合は1／4）
- ② 保険加入に要する費用のうち事務手数料及び現場検査料：全額
- ③ 住宅履歴情報の登録又は蓄積に要する費用：全額
- ④ 個人が売主となる場合で、住宅の検査と保証を行う検査機関等の検査料：全額（ただし、検査機関等が保険法人に支払う保険料及び現場検査料を除く。）

## 4. 補助限度額

1戸当たり100万円（共同住宅等の場合にあつては、さらに1棟当たり2000万円を補助限度額とする。）

ただし、1事業者当たり5000万円を上限とする。

## 5. 応募方法等

### （1）応募資格者

宅地建物取引事業者、リフォーム工事を行う建設業者等の事業者

### （2）応募期間

平成23年5月30日（月）から7月29日（金）まで（必着）

### （3）応募方法

国土交通省のホームページに掲載する「既存住宅流通・リフォーム推進事業 事業者マニュアル（既存住宅流通タイプ用）」に基づき、必要な提出書類を作成の上、一般社団法人住宅瑕疵担保責任保険協会宛てに郵送してください。

ホームページ：

<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutaku-kentiku.files/kashitanpocorner/hojyo23-index.html>